

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 松伏町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.5%
全職員	68.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	99.9%
本庁係長相当職	97.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	81.6%
31～35年	90.3%
26～30年	86.5%
21～25年	88.1%
16～20年	113.3%
11～15年	87.3%
6～10年	88.6%
1～5年	84.4%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報 任期の定めのない常勤職員以外の職員数について、パートタイム会計年度任用職員は、任期の定めのない常勤職員の年間勤務時間 2015 時間（週 38.75 時間×52 週）を用いて換算して算出した。例：4 月から翌 3 月までの実勤務時間が 1397.25 時間の場合 →0.69 月・人

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数の情報

(1) 役職段階別 男女両方若しくはどちらかに該当者が存在しない場合、「—」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。